

危機管理主任級別概要一覧表

	受験資格		資格認定要件	講習・研修・実技	資格有効期限	資格取得費用	内容等	適応対象者イメージ		
	年齢	資格(申請時)						概要・位置付(認定内容)	個人	企業
国家資格への移行を目指します	危機管理主任1級	未定	未定	<予定> 本資格に関する資格認定試験(筆記試験)に合格し、所定の講習カリキュラム(実技)を終了した方(※1)	<予定> ・図上演習研修 ・救急救命講習(※2) ・リーダー育成研修(※3)	<予定> 2年間 期間満了に伴い、フォローアップ講座の受講が求められます	未定	【国家資格へ移行を目指します】 危機管理における専門的な知識を有し、初動対応における、自身のみならず指導者として他者の安全を確保する能力があるもの また、避難所の設営から運営、さらに運営状況の災害対策本部への伝達と本部から避難所への情報伝達ができるもの	個人 国家資格を目指す位置付から、中央や地方自治体の危機管理責任者(危機管理監など)と同等の専門的な知識を有する資格として、対象者は ・全国の避難所の責任者 ・大規模施設、大規模組織の危機管理担当者 ・または上記に準ずる責任者 ・危機管理のコンサルタント業務を行う方 など	企業
	危機管理主任2級	制限無し	<予定> 危機管理主任3級資格保持者 または、他の防災、危機管理関連の有資格者	<予定> 申請クラスの筆記試験に合格し、1年未満に申請クラスの講習会カリキュラム(実技)を修了した方(※1)	<予定> ・情勢判断講習 ・救急救命講習(※2) ・リーダー育成研修(※3)	<予定> 2年間 期間満了に伴い、フォローアップ講座の受講が求められます	未定	危機管理における専門的な知識を有し、初動対応において、自身のみならず指導者として他者の安全を確保する能力があること、かつ避難所の設営補助、運営補助など、避難所の責任者を補助する能力があること	個人 中央や地方自治体の危機管理責任者(危機管理監など)と「ほぼ」同等の専門的な知識を有する資格として、対象者は ・全国の避難所の責任者 ・大規模施設、大規模組織の危機管理担当者 ・または上記に準ずる責任者 ・危機管理のコンサルタント業務を行う方 など	企業
	危機管理主任3級	制限無し	危機管理主任4級資格保持者	申請クラスの筆記試験に合格し、救急救命講習(※2)を受講された方。	・救急救命研修(※2) ・希望者は、特別価格にてリーダー育成研修(※3)受講可能	2年間 期間満了に伴い、フォローアップ講座の受講が求められます	受験料金: 8,640円(税込) 救急救命講習料金1,600円(税込) 試験対策用参考資料: 無償(※5) 計10,240円(税込)	危機管理に関する基本的な知識(4級)に加え、非常事態の初動において弱者(特に、高齢者、女性、子供、負傷者など)を避難誘導する知識を習得	個人 非常事態の初動における弱者の避難誘導のリーダーとして、対象は ・企業内組織に於ける危機管理担当者 ・集合商業施設(商店街・モール・デパートなど)、イベント責任者、様々な施設運営のなどにおける責任者または、危機管理担当者 ・個人商店における店舗責任者 など	企業 非常事態の初動における、従業員、お客様などへの避難誘導を行う者として対象は ・世帯主の方 ・家族に高齢者がいる方 ・家族に幼児、児童がいる方 など ・地域における小規模な団体の責任者 など
危機管理主任4級	制限無し	2012/10/01より(予定)メールアドレス(携帯アドレス可)保持者	申請クラスの試験に合格した後、1カ月以内に登録申請をした方。または、団体受験にて合格した方	・無し ・希望者は、特別価格にてリーダー育成研修(※3)受講可能	2年間 WEB上で更新(更新料金は3,240円税込)	WEB受験の場合 ・受験料金: 3,240円(税込)(登録料含む) 郵送受験の場合 ・受験料金: 4,320円(税込)(登録料金、テキスト料、郵送料含む) 団体受験の場合(※4) ・受験料金: 5,400円(税込)(登録料金、テキスト料、講師料金含む)	自身の身を守ることを重点に、基本的な危機管理の知識を習得 (年齢制限を設けないことで、幅広い国民全てに危機管理リテラシーの向上を図り、初動を乗り切れるための知識獲得のための認定試験)	個人 すべての国民	企業 すべての国民	

※1 講習会は、定められた時数のカリキュラムで構成され、場所と日程は事前に講習受講希望者全員に通知されます。なお、受講料は有料です。
 ※2 日本赤十字社、消防署等公的機関が主催する「救急救命講習」を受け、その修了証(認定証)を取得してください。救急救命講習の受講は、資格取得試験受験とセットになっています。すでに救命講習を修了されている方でも、各危機管理主任の級(1、2、3級)の受験当日に救命技能認定証の有効期限を超過している場合は再受講が必要です。

※3 公益社団法人危機管理協会が指定するリーダー育成研修詳細は当協会試験運営委員会にお問合せ下さい。
 ※4 危機管理主任の団体受験の詳細に関しては当協会試験運営委員会にお問合せ下さい。
 ※5 試験対策用参考資料は当協会ホームページからダウンロードが可能です。